

発議第 2 号

松阪市議会基本条例の一部改正について

松阪市議会基本条例(平成 24 年松阪市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 19 日 提出

松阪市議会議員	深 田	龍
	吉 川	篤 博
	森	遥 香
	小 野	建 二
	西 口	真 理
	山 本	芳 敬
	海 住	恒 幸
	久 松	倫 生

松阪市議会基本条例の一部を改正する条例

松阪市議会基本条例(平成 24 年松阪市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「(市民への報告及び意見交換)」に改め、同条第 1 項中「議会活動について市民に対し定期的に報告等を行う場(次項において「議会報告会」という。)を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。」を「第 4 条第 1 項に規定する説明責任を果たすため、議会活動に関する情報の提供及び共有を図るとともに、市民の意見を政策立案、政策提言の参考とするため、市民への報告及び意見交換を行う場を設けるものとする。」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項に規定する意見交換等を行う場に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 条第 4 項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。